

令和3年度（第4回）
社会教育委員会議 議事資料

令和3年10月26日（火）

目 次

○社会教育委員名簿	…… P. 1
○教育指導部部課長一覧表	…… P. 2
○加古川市社会教育委員会議運営規程	…… P. 3
○社会教育及び社会教育委員について	…… P. 4
○社会教育委員の役割について	…… P. 7
○社会教育委員活動計画について	…… P. 9
○少年自然の家の施設運営のあり方について	
・少年自然の家の施設運営のあり方について	…… P. 10
・野外活動センターMAP	…… P. 17
・工作館・宿泊館 見取り図	…… P. 18
・利用人数推移（平成28年度～令和2年度）	…… P. 20
○東播磨・北播磨地区社会教育・公民館研究大会 開催要項	…… P. 21
○令和3年度 社会教育委員協議会予定表（10月以降）	…… P. 22

社会教育委員名簿

令和3年10月1日現在

区分	氏名	備考	役職	※担当施設
学校教育関係者	長谷中 史敏	中学校長会 (山手中学校長)		3 その他
	後藤 昌之	小学校長会 (尾上小学校長)		1 公民館
	坂田 重隆	町内会連合会 (副会長)		1 公民館
	田上 哲也	社会福祉協議会 (地域福祉推進課課長)		1 公民館
	西村 麻木子	青少年団体連絡協議会 (評議員)		3 その他
	後藤 強	社会教育・福祉教育推進員 (副代表)		1 公民館
	高瀬 則子	連合婦人会 (副会長)		3 その他
	川上 俊策	人権擁護委員協議会		2 図書館等
	菅原 弘之	NPO法人加古川総合スポーツクラブ (副理事長兼事務局長)		3 その他
	田中 宏昌	P T A連合会 (会長)		2 図書館等
家庭教育関係者	徳田 敬子	子育てサークルリーダー連絡会		2 図書館等
	和田 光徳			2 図書館等
	山尾 昌弘			1 公民館
	善積 美代子			1 公民館

※施設一覧

1 公民館	加古川 加古川西 東加古川 両荘 志方 加古川北	野口 氷丘 平岡 陵南 別府 尾上
2 図書館等	中央図書館 加古川図書館 ウェルネスパーク図書室 海洋文化センター図書室	
3 その他	少年自然の家 青少年女性センター	

任期：令和3年10月1日～令和5年9月30日

教育指導部 部課長一覧表

(令和3年4月1日現在)

役職名	氏名
部長	神吉 直哉
次長	杉本 達之
参事 (学校教育担当)	桐山 朋宏
社会教育課長	梅野 明美
文化財調査 研究センター所長	河村 孝弘
少年自然の家所長	長谷川 邦広
中央図書館長	中塚 貴博
加古川公民館長	高橋 裕之
加古川西公民館長	藤原 敏和
東加古川公民館長	井部 浩司
両荘公民館長	鳥居 利英

役職名	氏名
志方公民館長	有原 かおり
加古川北公民館長	福本 将宏
野口公民館長	大西 隆博
氷丘公民館長	日浦 明彦
平岡公民館長	山脇 純子
陵南公民館長	曾我部 正
別府公民館長	前田 博之
尾上公民館長	木村 浩一
学校教育課長	尾崎 貴弥
青少年育成課長	今津 幸央
教育研究所長	加藤 勉

加古川市社会教育委員会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、加古川市社会教育委員会議（以下「委員会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は委員の互選による。

3 委員長は委員会議を総括し、委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代行する。

(定例委員会議)

第3条 定例委員会議は社会教育委員全員で構成し、年6回以内で委員長が開催する。

2 定例委員会議は、社会教育施策に関する系統的かつ総合的な協議を行う。

(担当施設)

第4条 委員は、それぞれ社会教育施設を担当し、担当する社会教育施設について以下の役割を担うものとする。

(1) 社会教育施設の管理運営状況の把握

(2) 利用者等の意見、要望の把握

(3) 運営の改善等についての意見具申

(特別部会の設置)

第5条 特別部会は、教育委員会又は教育長の諮問がある場合において、必要に応じ委員長が開催する。

2 特別部会委員は、委員長が指名する。

3 特別部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 特別部会の部会長及び副部会長は、指名委員の互選による。

5 部会長は部会を総括し、部会長に事故あるときは副部会長がその職務を代行する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から適用する。

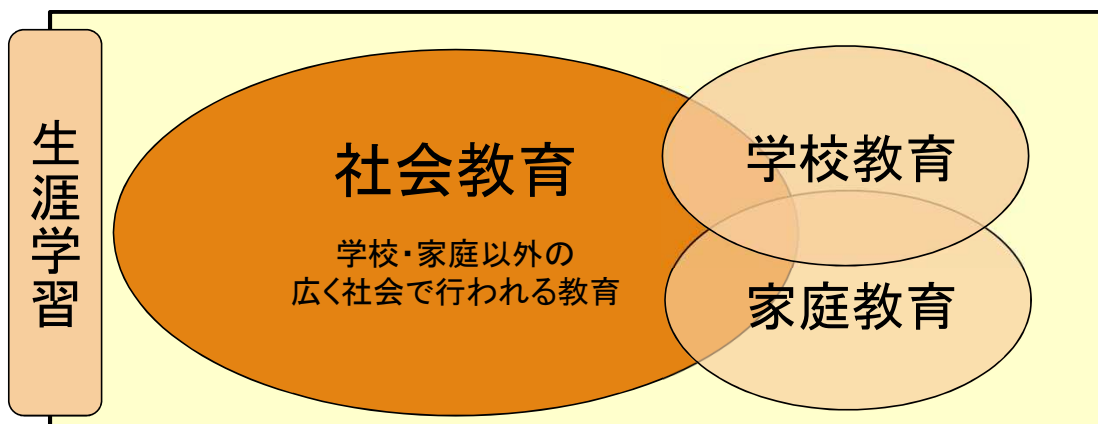
(平成13年3月23日加古川市社会教育委員会議決定)

附 則

この規程は、平成28年4月1日から適用する。

(平成27年12月18日加古川市社会教育委員会議決定)

①社会教育とは



②社会教育の意義と役割

多様化し複雑化する課題と
社会の変化への対応の要請

人口減少

高齢化

グローバル化

貧困

つながりの希薄化

社会的孤立

地方財政の悪化

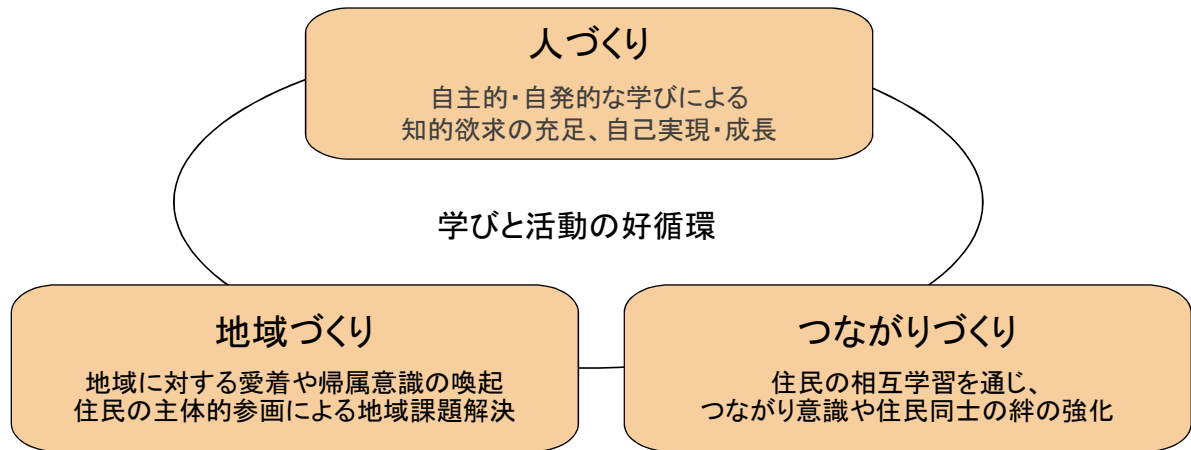
SDGsに向けた取組

人生100年時代の到来

Society5.0実現の提唱

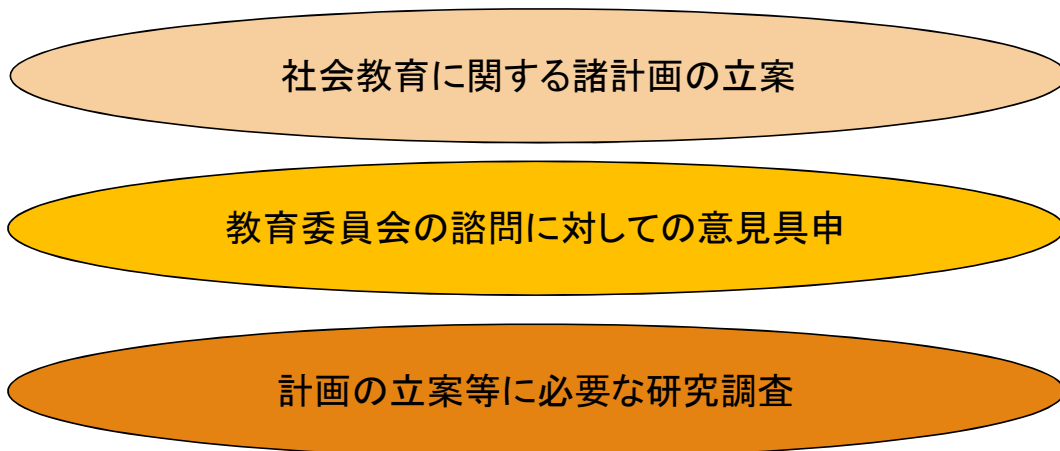
人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）（平成30年12月21日）より

③社会教育の意義と役割



人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）（平成30年12月21日）より

④社会教育委員の職務



社会教育法第17条より

⑤ 社会教育委員に期待されること

「学ぶ」
会議、研修会への参加

「伝える」
行政、地域への意見、周知

「つなぐ」
「架け橋」となる、横のつながりを広げる

⑥ 社会教育委員同士のつながり

全国社会教育委員連合

近畿地区社会教育委員連絡協議会

兵庫県社会教育委員協議会

東播磨・北播磨地区社会教育委員協議会

社会教育委員の役割について

(1) 社会教育委員とは

社会教育法では、社会教育委員について、次のように規定されています。

(社会教育委員の構成)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

◎社会教育委員は、地域の社会教育施設（公民館や図書館など）や社会教育活動を見て、市民の意見に耳を傾け、それらを行政や施策の運営に反映させるパイプの役割、教育委員会の諮問に応じて多様な専門性を有する委員の意見を集約して答申や提言という形で意見を述べるなど、社会教育行政の推進に大きな役割を果たしています。

(2) 社会教育とは

教育基本法、社会教育法では、社会教育について次のように定義されています。

【教育基本法】

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

【社会教育法】

(社会教育の定義)

第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

(3) 生涯学習とは

生涯学習については、教育基本法に次のように定義されています。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(4) 社会教育行政とは

国及び地方公共団体が行う社会教育行政については、社会教育法に次のように定められています。

(国及び地方公共団体の任務)

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら实际生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

また、市町村の教育委員会が行う事務については、次のように定められています。

(市町村教育委員会の事務)

第5条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
- 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- 十八 情報の交換及び調査研究に関すること。
- 十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

令和3年度社会教育委員活動計画について

1 内 容

新型コロナウイルス感染症の発生状況について収束が見通すことができない今日においては、基本的な感染防止対策を講じながら社会活動を営んでいくことが求められています。そうした状況において、社会教育の分野に関しても、市民が安心して活動に取り組むことができるような事業の在り方を検討する必要があります。そこで、令和3年度は、コロナ禍の状況も踏まえた社会教育の在り方について、協議を行います。

また、利用対象者の拡大が課題となっている少年自然の家について、施設運営の在り方等について協議を行います。

2 スケジュール（案）

回	時期	内容
第1回	4月23日	<ul style="list-style-type: none">・令和3年度社会教育委員活動計画（案）について・各課事業の推進について （各課より令和3年度の予算や事業について説明）
第2回	6月30日	<ul style="list-style-type: none">・社会教育施設の運営について （社会教育施設の利用状況や事業について説明）・コロナ禍における社会教育について
第3回	8月31日	<ul style="list-style-type: none">・コロナ禍における社会教育について
第4回	10月26日	<ul style="list-style-type: none">・社会教育委員の役割について・少年自然の家の施設運営のあり方について
第5回	12月	<ul style="list-style-type: none">・少年自然の家の施設運営のあり方について
第6回	2月	<ul style="list-style-type: none">・少年自然の家の施設運営のあり方について・コロナ禍における社会教育について（進捗状況説明）

少年自然の家の施設運営のあり方について

I.少年自然の家の利用促進を図るための方針について

現在、少年自然の家では施設の利用促進を図るための方針について、加古川市の行政改革実行プランにおいて検討しています。

教育委員会としての方針をまとめるために、少年自然の家の利用促進を図るためにはどうすれば良いか、施設の運営のあり方について社会教育委員の皆様にご意見をいただきたいと考えています。

利用促進を図るために、学校教育関係、社会教育関係団体の利用を優先としながら、一般利用も可とする方策の検討であるとか、利用者が使いたくなるような魅力ある施設であるためにはどうすれば良いかなど、その目標達成のために何をすれば良いかということについてのご意見をお伺いいたしたく、今回の社会教育委員会に諮ることとなりました。

つきましては、今回は少年自然の家の施設について概要を説明させていただき、12月の次回は実際に施設ご覧になっていただくとともに、ご意見を出していただき、その次の2月の会議では実際に出していただく意見をもとに協議いただき、教育委員会としての方針をまとめていく予定としています。

II.少年自然の家 沿革

昭和48年6月	少年自然の家 開所 管理棟、浴室棟、宿泊棟
昭和58年3月	野外活動センター整備 総合ホール、特別研修室、便所、炊さん場、営火場、テントサイト、 広場
平成5年6月	ふれあいの森工作館整備 工作館
平成6年3月	ふれあいの森宿泊館整備 宿泊館、東屋、ボート小屋 夢を育む森建設事業(県農林事務所) 洞貝山遊歩道整備、遊具・ベンチの設置
平成8年7月	天体観測室整備、管理棟食堂 天体観測室等、40cm反射望遠鏡1基、20cm屈折式望遠鏡3基、制御システム等整備
平成10年3月	野外活動センター整備工事 開閉式屋根付き炊さん場、倉庫等塗装・改築、広場芝生張替え等
平成10年3月	本岡家住宅移築
平成21年3月	管理棟耐震工事
平成29年3月	宿泊棟5号室バリアフリー化
平成29年11月	洞貝山予防治山事業(県農林事務所) 砂防ダム

Ⅲ.施設の概要

少年自然の家及び野外活動センターは、5つのねらい「自律・創造・友愛・協同・奉仕」を目指し、青少年の健全育成及び生涯学習の推進を図る。

①少年自然の家

敷地面積…104,402㎡（うち借地…93,392㎡）

建物面積…2,558㎡

[管理棟]	
1階	事務室、保健室、食堂(200人)、トイレ、給湯室
2階	天体講習室(69人)、研修室(45人) 天体観測室…大型望遠鏡4台(40cm反射望遠鏡1台、20cm屈折望遠鏡3台) 9cm望遠鏡10台、15cm25倍双眼鏡3台
[浴室棟]	
1階	団体用玄関、浴室、ボイラー室、リネン庫、宿直室
[宿泊棟]	
定員20名	1、2、3、6、7、8、9、12、13号室
定員10名	4、5(バリアフリー)、10、11号室
その他	保健室 定員200人

②野外活動センター

敷地面積…297,648㎡（うち借地…263,031㎡）

[宿泊館]	
定員各5名	和室7室、洋室1室
その他	浴室、調理室、多目的室、トイレ、洗面所、事務室、宿直室、倉庫、リネン庫
[工作館]	
150人	工作室、準備室、塗装室、倉庫、事務室、トイレ、玄関ホール 糸のこ等各種工作用機械等
[総合ホール]	
150人	野外活動中等の緊急避難施設
[野外施設]	
	第1炊さん場 屋根付き…カマド(8)、流し(蛇口8)、調理台(2)、テーブル(8) 屋外…カマド(20)、流し(蛇口15)、調理台(15) 第2炊さん場 屋根付き…カマド(14)、流し(蛇口15)、調理台(3)、テーブル(13) 屋外…カマド(24)、流し(蛇口10)、調理台(3)、テーブル(29) 第1テントサイト(12～13張)、第2テントサイト(11～12張)、 第3テントサイト(13～14張) ※家型テントでの目安、約200人収容 営火場(2か所)、広場、倉庫、トイレ(2か所)、 ボート小屋(5人乗りゴムボート10艇)、ポニー牧場、 アドベンチャーコース(遊具15か所) 洞貝山登山コース

IV.主催事業

①主催事業

無料散策日	年間8回。4月、5月、6月、7月、11月、12月、2月、3月の第1日曜日。 施設の無料開放。 青空の星見会、季節に応じた野外イベント、電動糸のこ工作体験、ボート体験等実施。
アウトドア	年間6回。 泊のキャンプや日帰りのキャンプなどを実施。 (参考)令和2年度計画 5月 チャレンジキャンプ 1泊、小学2～3年、40名 8月 サマーキャンプ 2泊、小学4～6年、40名 9月 おやこデイキャンプ 日帰り、小学1～3年と保護者、20組 10月 わくわくキャンプ 1泊、小学2～3年、40名 12月 ウィンターキャンプ 1泊、小学2～3年、40名 3月 中高生デイキャンプ 日帰り、中学1年～高校、20名
星見会・月見会	年間10～15回。 大型望遠鏡で、季節の様々な星、惑星、月、星雲などを観察。 曇雨天で観測できない場合は、状況によりお話会の実施や若しくは中止。
青空の星見会	年間8回。無料散策日に実施。 太陽や昼間でも観測できる星等を観測する。 曇雨天で観測できない場合は、状況によりお話会の実施や若しくは中止。
特別観望会	年間2回。 日食や月食、惑星の大接近など、話題の天文現象の観望会を実施。
その他天体観測	・天体工作教室…夏休み期間中に、天体望遠鏡などの工作を実施。 ・家族で泊まって星見会…夏休み期間中、泊を伴う星見会を実施。 ・宇宙講座…講師を招き、星や宇宙に関する講演会を実施。 ・天体観測クラブ…年間を通した天体教室。年間12回。 ・出張天体観測…持ち運びできる天体望遠鏡を持ち、指導員が現地に赴いて解説とともに観測会を行う。
木工教室	年間8回。季節にちなんだものなど、組木や工作を実施。
その他木工	・ウッドクラフト…夏休みの工作のお手伝い。

※参考（令和2年度）

計画…64事業、実施…27事業、中止…37事業

中止37事業のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるものは34事業。

上記以外に、出張天体観測を3回実施。

②野外教育指導員

野外活動や天体観測等の主催事業の実施及び施設利用団体の活動の指導・支援を行う。

令和3年度

野外活動分野…16人 天体観測分野…15人

報償金及び費用弁償(通勤手当)

令和3年度 報償金…963円/時

V.利用条件

①利用目的

少年自然の家	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒、少年団等の集団訓練活動。 ・ 青少年の健全育成を目的とした団体の活動 ・ 青少年の健全育成を目指す指導者の研修、養成活動。
野外活動センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒、少年団等の集団訓練活動。 ・ 青少年の健全育成を目的とした団体の活動 ・ 青少年の健全育成を目指す指導者の研修、養成活動。 ・ 生涯学習の推進

②団体

少年自然の家	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校園等…小学校、中学校、高校、幼稚園、保育園、認定こども園等 ・ 社会教育関係団体…ボーイ(ガール)スカウト、少年団(子ども会)、 青少年の健全育成に関連する団体等
野外活動センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校園等…小学校、中学校、高校、幼稚園、保育園、認定こども園等 ・ 社会教育関係団体…ボーイ(ガール)スカウト、少年団(子ども会)、 青少年の健全育成に関連する団体等 ・ 一般団体…青少年の健全育成に関連しない団体や家族連れでも、人数要件を満たせば利用可

③休所日・開所時間

休所日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎週月曜日 ・ 12月28日から翌年の1月5日まで ・ 国民の祝日に関する法律に規定する祝日。ただし、当該祝日が月曜日に当たるときはその翌日
開所時間	・ 午前9時から午後9時まで

④使用料

少年自然の家 宿泊 (宿泊棟)	(市内) 1人1泊 500円	(市外) 1人1泊 1,000円
宿泊以外 (天体観測室以外)	(市内) 1人1泊 100円	(市外) 1人1泊 200円
天体観測室	(市内) 1人1泊 200円	(市外) 1人1泊 400円
野外活動センター 宿泊 (テントサイト)	(市内) 1人1泊 500円	(市外) 1人1泊 1,000円
(宿泊館)	(市内) 1人1泊1,000円	(市外) 1人1泊 2,000円
宿泊以外 (屋外施設)	(市内) 1人1泊 100円	(市外) 1人1泊 200円
工作館	(市内) 1人1泊 100円	(市外) 1人1泊 200円

⑤使用料の減免

少年自然の家 全額	1)野外活動センター(工作館除く)の使用許可を受けた者が、併せて少年自然の家を宿泊以外で使用する(天体観測室除く)とき 2)市が主催する事業で使用するとき 3)教育機関等が主催する行事の指導者として使用するとき 4)学校等の幼児、児童又は生徒が学校等の行事として使用するとき、天体観測室使用料の全額
半額	1)市が共催する事業で使用するとき 2)就学援助を受けている保護者の保護する児童及び生徒が使用するとき 3)特別支援学校の児童及び生徒、並びに特別支援学級の児童及び生徒が使用するとき 4)児童福祉施設に入所若しくは通園している少年が使用するとき
特例	1)その他教育委員会が必要と認めたとき
野外活動センター 全額	1)少年自然の家(天体観測室除く)の使用許可を受けた者が、併せて野外活動センター屋外施設使用するとき 2)市が主催する事業で使用するとき 3)教育機関等が主催する行事の指導者として使用するとき 4)学校等の幼児、児童又は生徒が学校等の行事として使用するとき、工作館使用料の全額
半額	1)市が共催する事業で使用するとき 2)就学援助を受けている保護者の保護する児童及び生徒が使用するとき 3)特別支援学校の児童及び生徒、並びに特別支援学級の児童及び生徒が使用するとき 4)児童福祉施設に入所若しくは通園している少年が使用するとき 5)学校等の幼児、児童又は生徒が学校等の行事として使用するとき、宿泊館使用料の半額
特例	1)その他教育委員会が必要と認めたとき

⑥利用できる団体の人数(運用上の規定)

少年自然の家 うち天体観測室	・ 10人以上の団体 ・ 宿泊者6名以上(宿泊館)で利用可
野外活動センター うち宿泊館 うち工作館	・ 10人以上の団体 ・ 3人以上のグループ、家族 ・ 1人でも利用可

⑦予約

先行予約	小学校の自然学校、小中学校等の学校行事、市の主催事業等
少年自然の家	3か月前から1か月前までの間に予約必要。
野外活動センター うち宿泊館 うち工作館	3か月前から1か月前までの間に予約必要。 3か月前から2週間前までの間に予約必要。 3か月前から当日まで。

VI.利用状況について

①利用者数

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で激減しています。

令和元年度においては、年度末の2月3月に新型コロナウイルス感染症の影響を受けていますが、全体としては微減です。

また、平成29年度においては、利用者数が増えています。施設別、又は利用団体別に要因を探りましたが、これといった偏りはなく、全体的に増加していました。

市内、市外の利用者でみますと、市外からも多くの方に利用いただいています。

②利用率

開所日に対する利用の利用率は令和元年度においては、宿泊棟35%、天体観測室が14%、宿泊館が40%、工作館が95%となっています。

宿泊棟や宿泊館は宿泊する施設であるため、平日の利用が少なくなっています。

工作館は、個人でも利用できますので、ほぼ毎日利用がある状況です。

また、季節でみますと、冬季においては利用が少なくなります。

③利用団体

利用する団体の種別ごとにみますと、令和元年度においては、宿泊棟では「学校の部活動」や「青少年のスポーツクラブ」が多く、宿泊館では「一般団体」の利用が多い状況です。

利用者数の多かった平成29年度においては、宿泊棟では「学校の部活動」や「青少年のスポーツクラブ」に加え、「青少年の育成に関わる社会教育関係団体」の利用も多くありました。

参考)団体種別一覧

幼稚園等、小学校行事、中学校行事、学校等部活動、青少年のスポーツクラブ、ボーイスカウト・ガールスカウト、青少年の育成に関わる社会教育関係団体、一般団体、主催事業(少年自然の家・市)

VII.少年自然の家での活動について

①少年自然の家・野外活動センター

テント泊、野外炊さん、キャンプファイヤー、登山、ハイキング、オリエンテーリング、課題ハイク、アドベンチャーコース、ボート体験、ポニーふれあい体験・えさやり体験、自然観察、天体観察、本岡家住宅、クラフト(焼き板など)

このほか、事前に打ち合わせを行い、内容を検討しながら、希望のプログラムを実施します。

トレジャーハンティング、テント設営、施設探検など。

②近隣施設を利用した活動

読書ほか…加古川ウェルネスパーク

レガッタ…漕艇センター

植物観察…みとろフルーツパーク

VIII. 諸課題

①利用者数を増やす

ここ近年で利用者数の多かった平成29年度と新型コロナウイルスの影響がある令和2年度を除き、利用者は年間で22,000人から23,000人程度で推移しています。

開所日に対する各施設別の利用率で見ると、令和元年度においては、宿泊棟が35%、天体観測室が14%、宿泊館が40%、工作館が95%となっています。

宿泊棟や宿泊館は泊を伴う施設であるため、どうしても休日がらみの利用が多く、平日の利用は少なくなっており、また、天体観測室は、星見会や月見会などのイベントでの利用が多く、その他の利用は少ないのが現状です。

その一方で、工作館は個人1人からの利用が可能であり、開所日はほぼ毎日利用があります。

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で、利用者数、利用率ともに大幅に減少しています。

②利用団体の制限や人数制限の緩和

利用者数や利用率を上げるために、学校園や社会教育関係団体等に限っている宿泊棟などや天体観測室を利用できる団体について、人数制限を設けながら一般団体等にも開放する方向で検討しています。

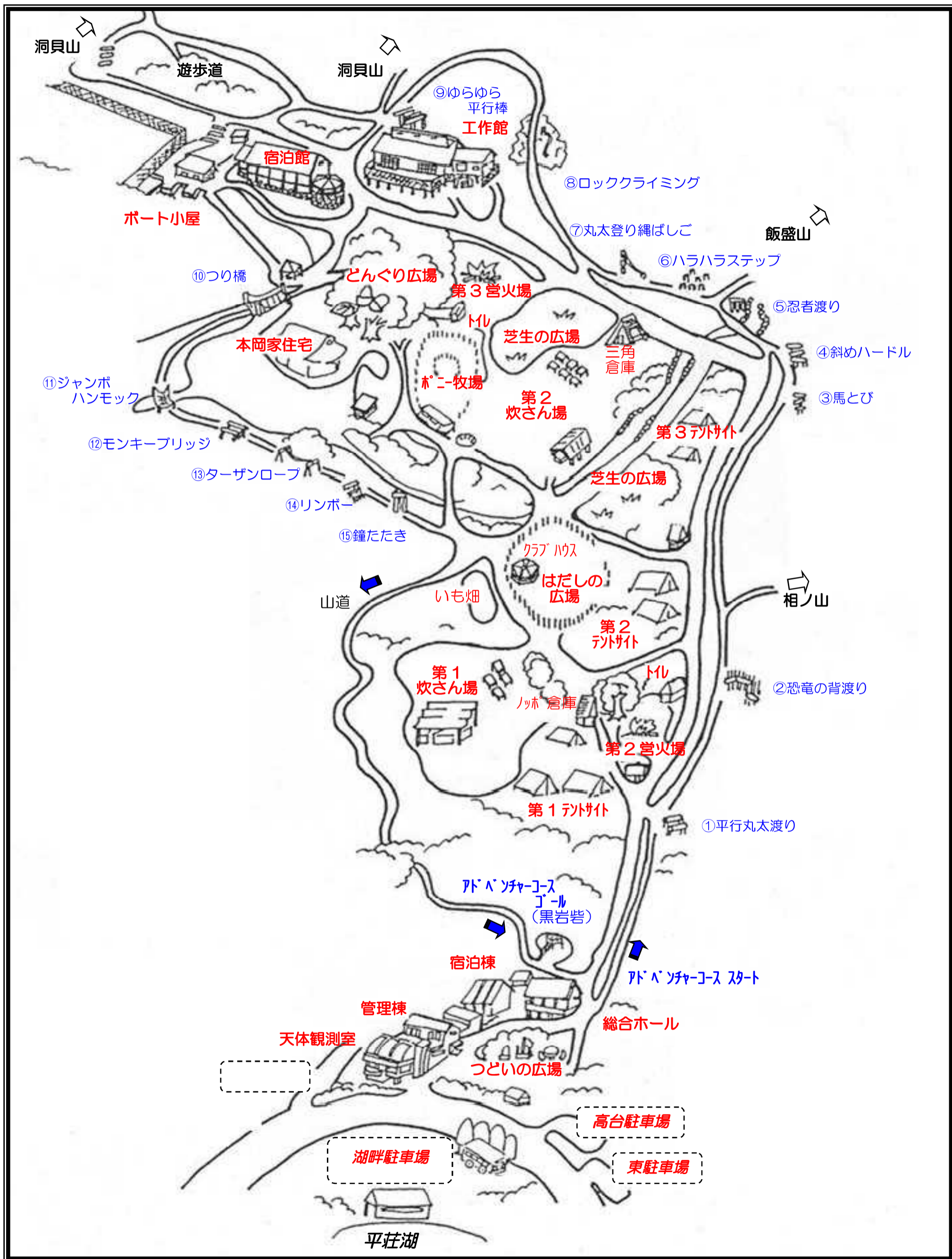
近隣の類似施設では、加古川市と同様に10名以上の人数制限や一般の団体の利用を認めていないところもありますが、その一方で、2名、5名、8名など人数制限を緩和したり、一般団体に開放しているところもあります。

③施設設備の老朽化

少年自然の家は開設後48年が、宿泊館や工作館は27から28年が経過しており、施設や設備の老朽化が進んでいます。

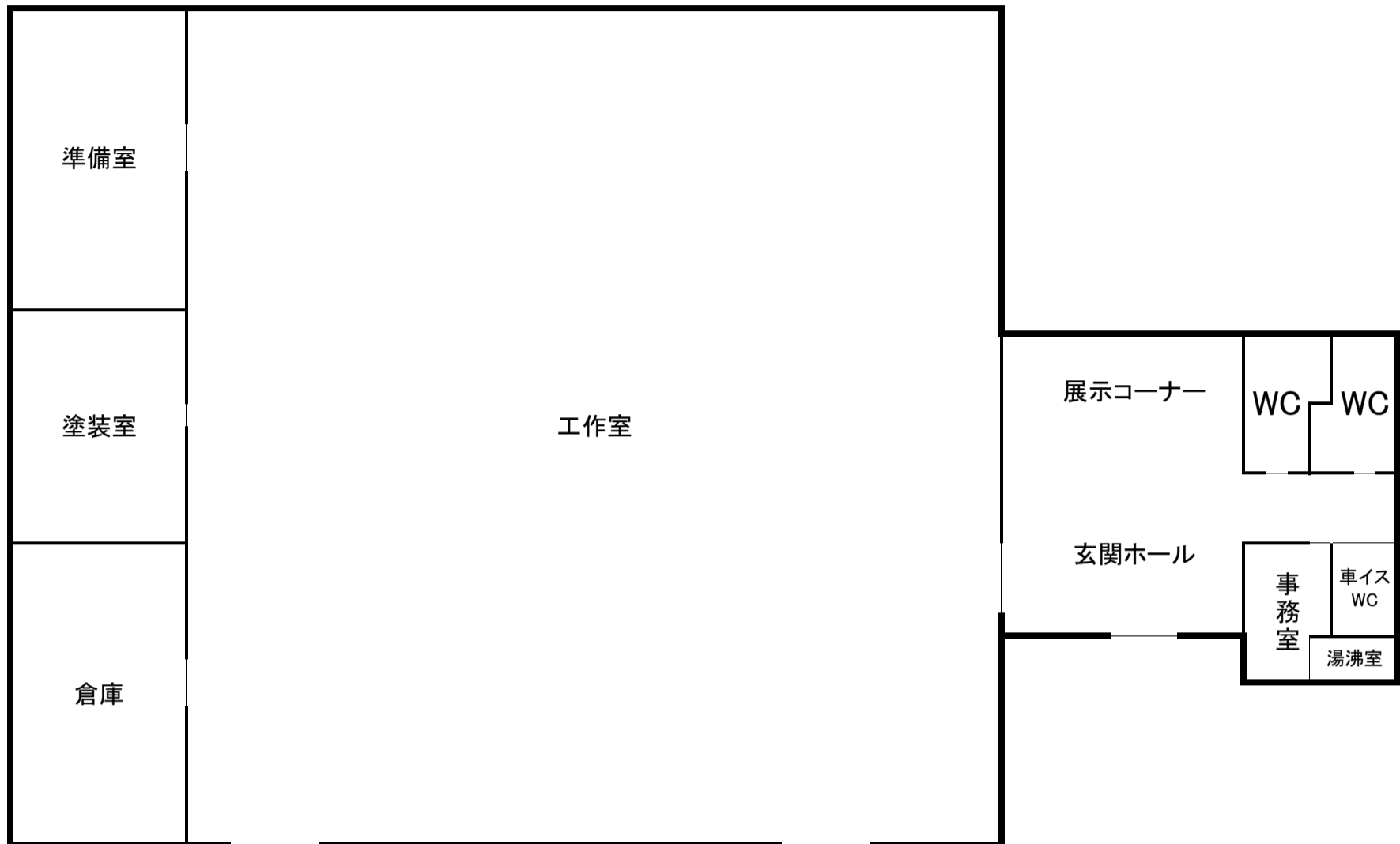
設備は使えなくなり利用者に迷惑をかけることないように、また利用しようとする方にとって使いたくなるような魅力ある施設であることが必要と考えますので、施設設備の老朽化対策は必要不可欠であると考えています。

野外活動センターMAP

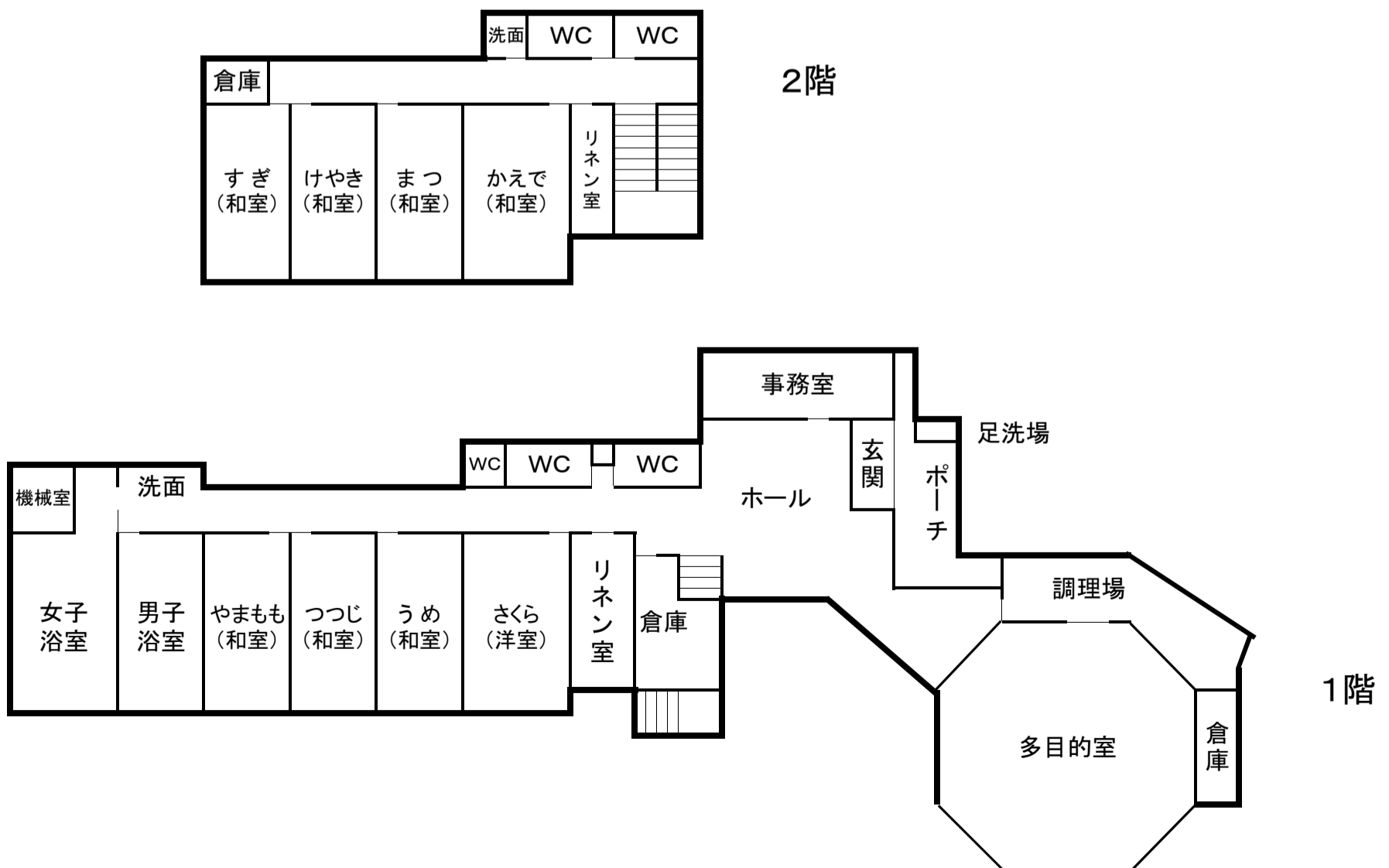


工作館・宿泊館 見取り図

○ふれあいの森工作館

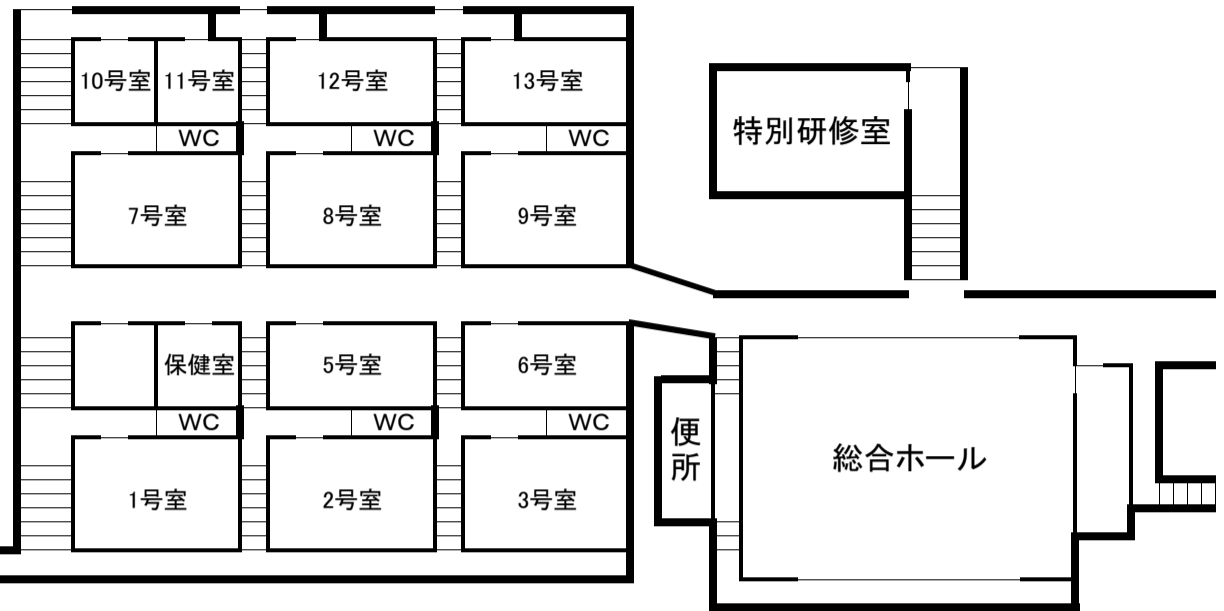


○ふれあいの森宿泊館

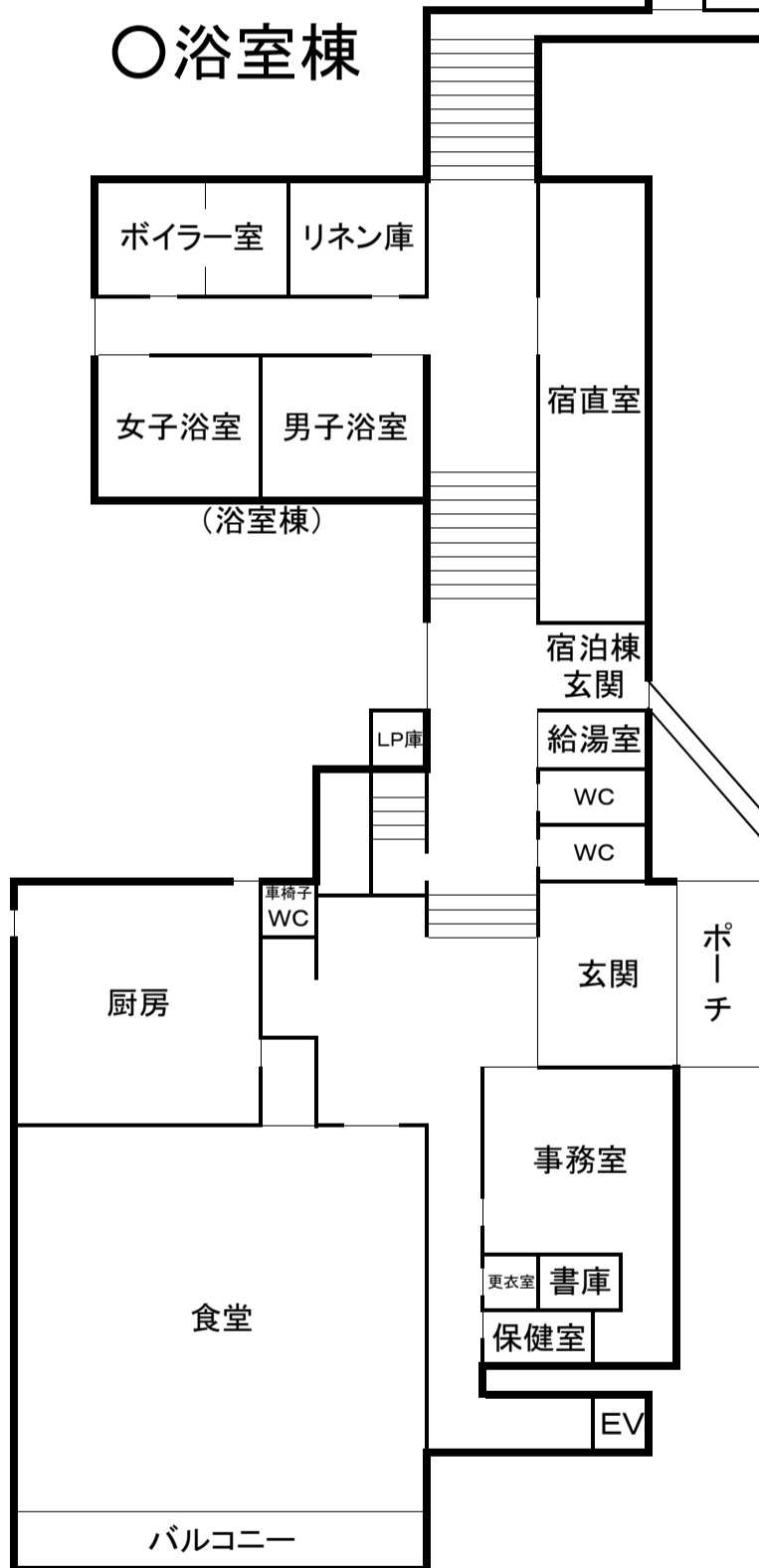


管理棟・宿泊棟 見取り図

○宿泊棟



○浴室棟



○管理棟1階

○管理棟2階

利用人数推移（平成28年度～令和2年度）

令和2年度	利用人数			利用者地域内訳	
	件数	人数(実数)	人数(延数)	市内	市外
宿泊棟	7	260	573	66	194
天体	22	331	331	284	47
野外活動C	40	1,422	1,428	1,101	321
工作館	630	1,971	1,971	1,388	583
宿泊館	17	189	390	86	103
合計	716	4,173	4,693	2,925	1,248

令和元年度	利用人数			利用者地域内訳	
	件数	人数(実数)	人数(延数)	市内	市外
宿泊棟	84	2,970	7,563	839	2,131
天体	47	1,819	1,819	1,367	452
野外活動C	134	4,844	5,310	3,340	1,504
工作館	1,001	4,766	4,766	3,262	1,504
宿泊館	88	1,304	2,708	663	641
合計	1,354	15,703	22,166	9,471	6,232

平成30年度	利用人数			利用者地域内訳	
	件数	人数(実数)	人数(延数)	市内	市外
宿泊棟	94	3,468	9,105	935	2,533
天体	61	2,758	2,758	1,847	911
野外活動C	89	3,613	3,828	2,319	1,294
工作館	1,148	4,500	4,500	2,971	1,529
宿泊館	97	1,688	3,326	868	820
合計	1,489	16,027	23,517	8,940	7,087

平成29年度	利用人数			利用者地域内訳	
	件数	人数(実数)	人数(延数)	市内	市外
宿泊棟	94	3,650	10,267	1,168	2,482
天体	76	2,424	2,424	1,869	555
野外活動C	134	5,354	6,205	3,131	2,223
工作館	1,241	4,705	4,705	2,894	1,811
宿泊館	97	1,826	3,956	895	931
合計	1,642	17,959	27,557	9,957	8,002

平成28年度	利用人数			利用者地域内訳	
	件数	人数(実数)	人数(延数)	市内	市外
宿泊棟	102	3,525	9,646	1,558	1,967
天体	61	2,397	2,397	1,718	679
野外活動C	83	3,215	3,657	1,879	1,336
工作館	1,458	4,024	4,024	2,885	1,139
宿泊館	89	1,492	3,043	813	679
合計	1,793	14,653	22,767	8,853	5,800

令和3年度

東播磨・北播磨地区社会教育・公民館研究大会 開催要項

- 1 趣 旨 社会教育法の改正や、各市町社会教育施設の運営への指定管理者制度の導入など、変動する社会情勢の中で社会教育の中心的役割を担う社会教育委員と公民館職員らが共に任務の重要性を認識し、研修を深め、地域の生涯学習の振興に資するため、この大会を開催する。
- 2 研究テーマ 「公民館活動の活性化と社会教育委員の任務」
- 3 日 時 令和3年10月12日（火）13：30～15：00（受付13：00～）
- 4 主 催 東播磨・北播磨地区社会教育委員協議会
東播磨・北播磨地区公民館連絡協議会
- 5 後 援 兵庫県教育委員会播磨東教育事務所
（申請予定） 加古川市教育委員会
- 6 会 場 加古川市立加古川西公民館
（加古川市米田町平津 384-2（Tel 079-432-3467）
- 7 参加者 東播磨・北播磨各市町社会教育委員・同公民館職員及び社会教育関係者
約70名
- 8 日 程

13:00～	13:30～	13:45～	13:55～	14:55	15:00
受 付	開 会 行 事	開 催 地 紹 介	講 演		閉 会 行 事

- ・開会行事 13：30～13：45
開会のことば 公民館連絡協議会 副会長 長 田 徹
挨拶 社会教育委員協議会 代表 梶 原 好 博
祝 辞 兵庫県教育委員会播磨東教育事務所
所 長 桂 敦 子 様
加古川市教育長 小 南 克 己 様
- ・開催地紹介 13：45～13：55
- ・講 演 13：55～14：55
演 題 「天高飛球（てんこうひきゅう）」
講 師 加古川市社会教育委員会議
委 員 長 鹿 多 証 道 様
- ・閉会行事 14：55～15：00
閉会のことば 公民館連絡協議会 副会長 美 藤 正 人

令和3年度 社会教育委員協議会予定表 (10月以降)

種別	行事名	月日	場所・開催方法	主な内容	備考
東播磨・北播磨地区 社会教育委員協議会	第3回研修会	10月12日(火) 13:30~15:00	加古川市 加古川西公民館	東播磨・北播磨公民館連絡 協議会との合同研修会	
近畿地区 社会教育委員協議会	近畿地区 社会教育研究大会	11月22日(月) ~28日(日)	オンライン オンデマンド開催	記念講演 演題：「いのち輝く未来社会のデザイン 1970 年大阪万博から2025年日本国際博 覧会(大阪・関西万博)に向けて」 講師：橋爪 紳也 氏 (大阪府立大学研究推進機構特別教 授・大阪府特別顧問)	配信方法、時間等詳細は 11月上旬に決定予定
全国 社会教育委員協議会	全国 社会教育研究大会	10月28日(木) 10:00~16:40	オンライン (ライブ配信)開催	分科会発表、講演、シンポジウム	大会終了後、分科会発表 のオンデマンド配信あり
兵庫県 社会教育委員協議会	兵庫県 社会教育研究大会	11月中旬			

※新型コロナウイルス感染症の流行の状況により、変更される場合がございます。